

## ． 韓国編 目次

1 . 商標法関連法規	...	6
1-1. 現行商標法および商標規則等	...	6
1-2. 現行法規の改正予定の有無	...	6
2 . 商標法と実務	...	6
2-1. 定義	...	6
(1) 商品および役務の定義		
(2) 商品商標および役務商標の定義		
(3) 2001年11月のWIPO ニース協定改定作業部会で追加された商品・役務(一部)		
(4) 「ガス管を通じてのガスの小売り」、「水道管を通じての水の小売り」		
(5) 「一般的な商品の小売り」(retail services of goods)		
(6) 「ビル等の不動産」(real estate)		
(7) 「通信回線(インターネット)を通じて販売されるコンピュータプログラム」		
(8) 商標の保護対象拡大		
2-2. 商標制度の概要	...	8
(1) 実体審査(substantive examination)		
(2) 先願主義か先使用主義か(first-to-file, or first-to-prior use system)		
(3) 同意書制度(コンセント、consent)		
(4) 権利不要求(ディスクレーマー、disclaimer)制度		
(5) 連合商標制度(associated trademarks)		
(6) 団体商標制度(collective trademarks)		
(7) 証明商標制度(certification trademarks)		
(8) 保証商標制度(guarantee trademark)		
(9) 一出願一商標制度		
(10) 出願公開制度		
(11) 異議申立制度		
(12) 公報の発行		

(13)情報提供		
(14)周知著名商標の保護		
(15)その他の特徴的な制度・法規定		
2-3. 出願手続	...	13
(1) 指定区分数の制限		
(2) 指定商品の包括的記載		
(3) 在外者による商標出願の言語		
(4) 在外者による出願の代理人指名		
(5) 優先権証明の書類提出時期		
(6) 公証・認証等の必要性		
(7) 出願料金体系		
(8) 出願手続における特徴的な事項		
2-4. 実体審査	...	14
(1) 実体審査における拒絶理由		
(2) 商標見本に関する職権補正		
(3) 指定商品・役務に関する職権補正		
(4) 拒絶理由通知への対応		
(5) 拒絶理由通知に対する効果的な対応のポイント、ノウハウ		
(6) 審査基準および審査マニュアル		
(7) 審査要処理期間		
(8) 特徴的な審査手続		
(9) 審査処理促進のために行われている施策		
(10)その他、実体審査に関する特徴的な事項		
2-5. 登録料金の体系	...	21
(1) 公告・登録時の料金		
(2) 更新時の料金		
2-6. 異議申立制度	...	22
.. (1) 権利付与前異議か付与後異議か		
2-7. 審判制度	...	22
(1) 拒絶査定に対する不服申立制度		
(2) 不使用取消制度		

(3) 商標登録無効審判制度		
(4) その他、特徴的な審判制度		
2-8. 商標権の存続期間と更新	...	23
(1) 商標権の存続期間		
(2) 更新手続・期間等		
2-9. 手数料	...	23
2-10. 使用許諾制度	...	24
(1) 通常使用権、専用使用権		
(2) 使用許諾の設定登録		
(3) 商標権の存続期間を超えた使用許諾		
(4) 使用許諾に関する設定登録の法的効果		
(5) 使用許諾の設定登録手続		
(6) 再使用許諾		
2-11. マドリッド協定議定書への加入予定	...	25
2-12. オンライン商標出願	...	25
2-13. 商標情報データベース	...	25
2-14. 今後注力する施策	...	25
2-15. 日本特許庁に対する要望事項	...	25
2-16. 韓国の商標実務に対する日本企業の要望事項・内容	...	25

## ． 韓国

### 1. 商標法関連法規

#### 1 - 1. 現行商標法および商標規則等

現在施行されている商標法関連法規は、次の通りである。

	名 称	施行年月日
1	商標法	2001年7月1日
2	商標法施行令	2001年7月1日
3	商標法施行規則	2002年3月1日
4	商標登録令	2001年7月1日
5	商標登録令施行規則	2002年7月1日

#### 1 - 2. 現行法規の改正予定の有無

2003年4月10日に、マドリッド協定議定書が発効する予定である。それに伴い国際出願および国際商標出願関連の法律改正がなされる。また商標権者が納付した登録料が一部不足した場合に、特許庁長官は「商標登録料補填命令」を出すことができ、登録料を補填した場合には商標権の効力が持続するものとみなす規定が新設された(2003年5月12日より施行予定)。

### 2. 商標法と実務

#### 2 - 1. 定義

##### (1) 商品および役務の定義

商標法には、商品および役務についての定義規定がない。

学説によれば、商標法上の商品は、1)有形物であること、2)取引対象であること、3)流通過程にのせられること、4)ある程度、大量生産が可能であること、の全ての要件を満たさなければならないとされている。

判例によれば、サービス業は「他人の利益のために役務を提供し、その代価を受けて、自身の収入とすることを業とする業種をいう」と定義されている(特許法院98HJH6612判決1999.5.27宣告)。

また、商標審査基準によれば、商標法上のサービス業とは、1)役務の提供が独立して商取引の対象になること、2)他人の利益のために提供される役務であること、3)役務の提供または商品販売に付随する物品または役務の提供でないこと、の全ての要件

を満たさなければならないとされている(商標審査基準第 48 条 1 項)。

(2) 商品商標および役務商標の定義

商標法第 2 条は、次のように規定している。

- ・ 「商品商標」とは、商品を生産・加工・証明または販売することを業として営む者が、自己の業務に関連した商品を他人の商品と識別できるようにするために使用するものであって、次の各項の 1 つに該当するものをいう(第 1 項第 1 号)。

イ．記号・文字・図形・立体的形状またはこれらを結合したもの

ロ．前記イ項のそれぞれと色彩を結合したもの

- ・ 「役務商標」とは、サービス業を営む者が自己のサービス業を他人のサービス業と識別できるようにするために使用する標章をいう(第 1 項第 2 号)。

(3) 2001 年 11 月の WIPO ニース協定改定作業部会で追加された商品・役務(一部)

ニース協定改定作業部会で追加された electrical energy(電気エネルギー)はエネルギー配給に、energy generated by nuclear fusion(核融合により生成されたエネルギー)は該当なし、presentation of goods on communication media, for retail purposes(情報媒体を利用した小売りのための商品展示)は商品展示、にそれぞれ該当するだろうとの見解であった。

(4) 「ガス管を通じてのガスの小売り」、「水道管を通じての水の小売り」

ガス自体は商品に該当する。「小売り」は商標法で保護されていないので、ガスの小売りの代わりにエネルギー配給、水の小売りの代わりに水配給または水分配等のサービス業(第 39 類)を指定することができるであろう、との見解であった。

(5) 「一般的な商品の小売り」(retail services of goods)

「小売り」を役務として保護することはできない。したがって小売り関連を役務で保護しようとする場合には、実務上、販売代行、販売斡旋、デパート管理、スーパーマーケット管理、マーケティングサービス等と指定すること、を推奨するとの見解であった。

(6) 「ビル等の不動産」(real estate)

不動産自体は、商品または役務に含まれないとの見解であった。ただし、組み立て家屋は商品に該当し、不動産仲介、不動産賃貸、不動産管理等はそれぞれ役務(第 36 類)に該当するとの見解であった。

(7) 「通信回線(インターネット)を通じて販売されるコンピュータープログラム」

商品(第9類)に含まれるとの見解であった。

なお、過去において、コンピュータープログラムは無形物であるとして、CD等の有形物に記録されて取引されない限り、商品とみなされなかった。しかし最近、特許庁は「ダウンロードできるコンピュータープログラム(ソフトウェア)」を第9類の指定商品として追加し、インターネットを通じて販売されるダウンロード用のコンピュータープログラムも第9類の商品に該当するとみている。コンピュータープログラムを読み取り専用で利用する場合には、役務に含ませようとしているようである。

(8) 商標の保護対象拡大

現在、「立体商標」、「色の組合せ」等が商標保護の対象となっている。

2 - 2 . 商標制度の概要

(1) 実体審査(substantive examination)

実体的審査が行われている。

(2) 先願主義か先使用主義か(first-to-file, or first-to-prior use system)

先願主義を採用している。

(3) 同意書制度(コンセント、consent)

同意書制度は採用していない。

(4) 権利不要求(ディスクレーマー、disclaimer)制度

権利不要求制度は採用していない。

(5) 連合商標制度(associated trademarks)

現行法において連合商標制度は、採用されていない。過去においては連合商標制度を採用していたが、1998年3月1日施行の商標法において廃止された。

(6) 団体商標制度(collective trademarks)

商標法第2条において次のように規定している。「団体商標」とは、同種業者または同種業者およびこれと密接した関係がある業者が設立した法人がその監督下にいる団体員の営業に関する商品またはサービス業に使用させるための標章をいう(商標法第2条第1項第3号)。

(7) 証明商標制度(certification trademarks)

証明商標制度は採用していない。

(8) 保証商標制度(guarantee trademark)

保証商標制度は採用していない。

(9) 一出願一商標制度

一出願一商標制度が採用されている(商標法第10条)。

(10) 出願公開制度

商標法に出願公開を行う旨の規定はないが、運用上、商標出願を公開している。具体的には、出願に対する方式審査(通常15日~30日を要する)が終了すると、出願はKIPRIS(韓国特許技術情報センター)を介してインターネット上で出願速報として公開されている。

(11) 異議申立制度

権利付与前異議申立制度を採用している(商標法第24条、25条)。公告は出願から約8~12月後になされている。

(12) 公報の発行

紙媒体による公開公報は発行されていないが、上記(10)のとおり出願速報が方式審査を経た後にインターネットにより公開されている。公告公報は紙媒体としては存在せず、CD-ROMあるいはインターネットにより公開される。登録公報は存在しない。上記出願速報および公告公報は、いずれも韓国語でのみ記載されている。

(13) 情報提供

商標法第22条第3項には「誰でもその商標登録出願が第23条第1項各号の1(拒絶理由)に該当すると考える場合には、その情報を証拠と共に特許庁長官に提供することができる。」と規定しており、公告される前の未審査の商標出願について拒絶理由を発見した場合に、第三者は特許庁へ情報提供を行うことができる。

(14) 周知著名商標の保護

(a)登録の排除

周知・著名な商標と認定されれば、その商品・役務と非類似の商品・役務であっても、当該商標と同一または類似する商標の登録を排除している。根拠条文は、商標法第7条第1項第9号、10号、11号、12号である。以下に条文と回答者のコメント(「」以降)を記載する。

「9. 他人の商品を表示するものであると需要者間に顕著に認識されている商標と

同一または類似の商標として、その他人の商品と同一または類似の商品に使用する商標。」

コメント：周知商標として保護されるには、商標の同一類似性が要求される。

「10. 需要者間に顕著に認識されている他人の商品若しくは営業と混同を引き起こす虞がある商標。」

コメント：著名商標であれば、非類似の異種商品および営業にまで混同の範囲が及ぶ。ただし、判例は非類似の商品または営業が著名商標の名声に不当に便乗して需要者を誘引することができる程度であって、互いに競業関係または経済的關係があると見難い場合には出所の誤認混同の虞がないと判示している(例えば、銀行業と水産物の生産販売業)。

「11. 需要者を欺瞞する虞がある商標。」

コメント：周知・著名商標の程度には至らなくても、少なくとも国内の一般取引において需要者が取引者にその商品や商標といえは特定人の商品や商標であると認識できる程度に知られている商標であるならば、指定商品は原則的に同一・類似であることを要求されるが、判例はたとえ商品が非類似でも同一・類似の商品に使用された場合に劣らない程度で、両商品間に経済的關係が認められる場合には本号に該当すると判示している。例えば、トータルファッションに係る商品、すなわち衣類、カバン、靴の相互間においては本号に該当する。

「12. 国内または外国の需要者間に特定人の商品を表示するものであると顕著に認識されている商標と同一または類似の商標として不当な利益を得ようとしたり、その特定人に損害を加えようとする等、不正な目的をもって使用する商標」

コメント：商品の類否を問わないので、国内外有名商標と同一・類似の商標を非類似商品に出願する場合にも、本号に該当する。

## (b)使用の禁止

周知・著名な商標と認定されれば、その商品・役務と非類似の商品・役務であっても、当該商標と同一または類似する商標の使用を禁止している。

商標権の禁止的効力は類似範囲までしか及ばないので、商標法上、周知・著名商標であっても非類似商品に使用することを禁止する根拠条項は存在しない。しかし、不正競争防止法上では商品が非類似でも周知・著名な標章と商品または営業出所の誤認混同の虞があれば不正競争行為として不正競争防止法に基づいた禁止請求が可能である。特に、2001年7月1日施行の改正不正競争防止法は、希釈化を不正競争行為の1つの類型として新設して、商品の非類似によって混同の虞がない場合でもその使用により周知・著名な標章の識別力や名声を傷つける行為を禁止できるようにしている。根拠条項は以下の通りである。

不正競争防止および営業秘密保護に関する法律第2条に規定されている「不正競争行為」とは、その目的のいかんを問わず次の各号の1に該当する行為をいう。

イ) 国内に広く認識された他人の氏名・商号・商標・商品の容器・包装その他、他人の商品であることを表示した標識と同一若しくはこれと類似するものを使用し、またはこのようなものを使用した商品を販売・頒布または輸入・輸出して他人の商品と混同を起こさせる行為。

ロ) 国内に広く認識された他人の氏名・商号・標章その他、他人の営業であることを表示する標識と同一のもの、またはこれと類似のものを使用して、他人の営業上の施設または活動と混同を起こさせる行為。

ハ) 前記イ項またはロ項の規定による混同を起こさせる行為の他に、非商業的使用等、大統領令が定める正当な理由なしに国内に広く認識された他人の氏名・商号・商標・商品の容器・包装その他、他人の商品または営業であることを表示した標識と同一のもの、またはこれと類似のものを使用し、若しくはこのようなものを使用した商品を販売・頒布または輸入・輸出して、他人の標識の識別力や名声を傷つける行為。

ニ) 商品やその広告により、または公衆が知り得る方法で取引上の書類または通信に虚偽の原産地の標識を付し、またはこのような標識を付した商品を販売・頒布または輸入・輸出して原産地の誤認を起こさせる行為。

ホ) 商品やその広告により、または公衆が知り得る方法で取引上の書類または

通信にその商品が生産または製造された地域以外の所で生産または加工されたように誤認を起こさせる標識を付し、またはこのような標識を付した商品を販売・頒布または輸入・輸出する行為。

へ) 他人の商品を詐称し、または商品若しくはその広告に商品の品質・内容・製造方法・用途または数量の誤認を起こさせる宣伝若しくは標識を付し、またはこのような方法や標識で商品を販売・頒布または輸入・輸出する行為。」

#### (c)外国で周知・著名な商標の保護

韓国は、韓国以外の一国あるいは複数国で周知・著名であるが韓国では周知・著名でない商標についても保護している。商標法第7条第1項は「国内または外国の需要者間に特定人の商品を表示するものであると顕著に認識されている商標と同一または類似の商標として、不当な利益を得ようとするか、その特定人に損害を加えようとする等の不正な目的を有し使用する方法(同項第12号)」は商標登録を受けることができない旨を規定している。

#### (d)周知・著名商標の認定基準

周知商標の認定基準については、商標法第7条第1項第9号に「他人の商品を表示するものであると需要者間に顕著に認識されている商標と同一または類似の商標として、その他人の商品と同一または類似の商品に使用する商標」と規定されている。学説は、周知商標と認定されるためには、当該商標に関する消費者や取引者等、関係取引者の圧倒的多数に特定出所の商品標識として認識される程度であることを要するとしている。

著名商標の認定基準については、商標法第7条第1項第10号に「需要者間に顕著に認識されている他人の商品若しくは営業と混同を起こさせる虞がある商標」と規定されている。学説は著名商標と認定されるためには同一または類似商品だけでなく、異種商品および営業に関する消費者や取引者等関係取引者全般にかけて特定人の商標として顕著に認識されていなければならない、その認識の程度は周知商標よりはるかに高い水準であることを要するとしている。

#### (e)周知・著名商標の収集整備状況

国内および外国の周知・著名商標について収集整備しているか否か、将来整備する予定があるか否かについては不明である。現在は、少なくとも国内あるいは外国の周

知・著名商標を一般の人が入手できる状況にはなっていない。

(15) その他の特徴的な制度・法規定

- ・ 周知・著名商標の防護標章制度は導入していない。
- ・ 周知・著名商標が普通名称化した場合に、その登録商標は無効理由(商標法第6条)を有することとなり、無効理由に該当した後の禁止的な効力は制限される(商標法第71条)。
- ・ 出願係属中の商標について、第三者の侵害行為への効果的な対応のために2001年7月1日施行法で「損失補償請求権制度」が新設された。この制度により出願公告後または公告される前でも出願の写しを提示し警告した場合、警告後、登録時まで発生した業務上の損失に対して補償金を請求できる(商標法第24条の2)。

2 - 3 . 出願手続

(1) 指定区分数の制限

一出願多区分制度を採用している。

(2) 指定商品の包括的記載

第9類において、「computers(電子計算機)」という記載は認められるが、「machines(機械器具)」、「applied electric machines and apparatus(電子応用機械器具)」、「parts of computers(電子計算機の部品)」という記載はいずれも認められない。

包括的な表現は認められない。商標区分表において各区分の大分類および小分類の題目は包括的な表現だとみなされており、第9類において測定機械器具、自動調節機械器具、事務用機械器具等は包括的表現とされる。

包括的表現の他に、指定商品を「不明確」に表示してはならないという制限がある。例えば、総じて商標区分表に明示されていない商品を指定した場合には不明確な表示とされる。

指定商品・役務の表示方法に関する基準としては「商標審査基準」がある。「商標審査基準」は、指定商品の包括性または明確性の判断は原則的に商標区分表に明示された商品名を基準とするとしている。

(3) 在外者による商標出願の言語

韓国語だけである。

(4) 在外者による出願の代理人指名

商標法は、特許法第5条(在外者の特許代理人)第1項「韓国内に住所または営業所を有しない者(以下、“在外者”という)は、在外者(法人である場合には、その代表者)が国内に滞在する場合を除いては、その在外者の特許に関する代理人として韓国内に住所または営業所を有する者(以下、“特許管理人”という)によらなければ特許に関する手続を踏んだり、この法またはこの法による命令により行政庁がした処分に対して訴えを提起することができない。」を準用し、代理人の指名について規定している。この代理人の要件は、国内の出願人が指名する代理人の要件と同じである。

(5) 優先権証明の書類提出時期

優先権証明書類の提出は、出願日から3月以内に提出しなければならない(商標法第20条第4項)。

(6) 公証・認証等の必要性

委任状や譲渡証の当局への提出にあたり、特に公証・認証は必要とされていない。しかしながら実務上、審査官が譲渡証の真偽に疑いがあると判断した場合には、特別に公証を要求することがある。

(7) 出願料金体系

商標出願時に当局に納める公定料金は、「57,000 韓国ウォン\* + 区分数 × 52,000 韓国ウォン」であり、1区分あたりの指定商品が10個を超えると指定商品1個あたり6,500 韓国ウォンが加算される。

この加算料金は、マドリッド協定議定書が韓国に対して効力を生ずる日(2003年4月10日予定)から廃止される。

なお、特許庁の暫定的な決定により、マドリッド協定議定書が韓国に対して効力を生ずる前に出願され、効力発効後に補正で指定商品が10個を超えるに至った場合でも、加算料金は課されないことになった。

\* 1 韓国ウォン = 約 0.099 円。2003年3月現在。

(8) 出願手続における特徴的な事項

不使用取消審判で取消しの審決が確定した場合には、不使用取消審判を請求した者が3月以内に優先出願を行なうことができる。

2 - 4 . 実体審査

(1) 実体審査における拒絶理由

拒絶理由は以下の通りである。

1) 商標登録要件の欠如(第6条)。

「第6条

(1) 次に掲げる場合を除き、商標登録を受けることができる。

1. その商品の普通名称を、普通に用いられる方法で表示した標識のみからなる標章。
2. その商品に対して慣用されている標章。
3. その商品の産地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状(包装の形状を含む。) 価格または生産、加工若しくは使用の方法若しくは時期を、普通に用いられる方法で表示した標識のみからなる標章。
4. 顕著な地理的名称、その略語または地図を表示する標識のみからなる標章。
5. ありふれた姓または法人名称を、普通に用いられる方法で表示した標識のみからなる標章。
6. きわめて簡単でありふれた標識のみからなる標章。
7. 第1号から第6号までに掲げる以外に、需要者をして何人かの業務に係る商品であることを認識させることができない標章。

(2) 第1項第3号から第6号までに該当する商標であっても、第9条の規定に基づく商標登録出願前に商標が使用された結果、需要者をして何人かの業務に係る商品であることを顕著に認識させることができるものについては、その商標を使用した商品を指定商品(第10条第1項または第47条第2項第3号の規定に基づいて指定した商品または追加で指定した商品をいう。以下同じ。)として商標登録を受けることができる。」

2) 出願が不登録事由に該当(第7条)。

「第7条

(1) 次に掲げる商標は、第6条の規定に拘らず、商標登録を受けることができない。

1. 大韓民国の国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、外国の国旗または国章、工業所有権保護のためのパリ条約(以下「パリ条約」という。)加盟国の勲章、

褒賞または記章、世界貿易機関の加盟国または商標法条約締約国の勲章、赤十字、オリンピックまたは著名な国際機関等の名称若しくは標章と同一または類似の商標、大韓民国若しくはパリ条約加盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約締約国またはその国の公共機関が使用する監督用若しくは証明用印章または記号と同一であるか、これと類似の商標。

2. 国、人種、民族、公共団体、宗教または著名な故人との関係を虚偽に表示し、若しくはこれらを誹謗、侮辱し、または、これらに対して悪評を蒙らせる虞がある商標。

3. 国、公共団体若しくはこれらの機関、または、公益に関する団体の営利を目的としない業務、または、営利を目的としない公益に関する事業を表示する標章であって、著名なものと同ーまたは類似の商標。ただし、国、公共団体若しくはこれらの機関または公益に関する団体若しくは営利を目的としない公益事業体が自己の標章を非営利標章として商標登録出願したときは、この限りでない。

4. 公共の秩序または善良な風俗を損なう虞がある商標。

5. 大韓民国政府が開催するか若しくは政府の承認を得て開催する博覧会、または、外国政府が開催するか若しくは外国政府の承認を得て開催する博覧会の賞牌、賞状または褒章と同一または類似の標章を有する商標。ただし、その賞牌、賞状または褒章を受けた者が、当該博覧会で受賞した同一商品に関して商標の一部としてその標章を使用したときは、この限りでない。

6. 著名な他人の氏名、名称若しくは商号、肖像、署名若しくは印章、雅号、芸名若しくは筆名、または、これらの略称を含む商標。ただし、その他人の承諾を受けた場合は、この限りでない。

7. 先の出願による他人の登録商標と同一または類似の商標として、その登録商標の指定商品と同一または類似の商品に使用する商標。

8. 商標権が消滅した日（商標登録を無効にする旨の審決があった場合は、審決確定日をいう。本項において以下同じ。）から1年を経過していない場合において、他人の登録商標と同一または類似の商標であって、当該商標権による指定商品と同一または類似の商品に使用するもの。

9. 他人の商品またはその類似商品を表示するものであると需要者間で顕著に

認識されている商標と同一または類似の商標であって、その他人の商品と同一または類似の商品に使用するもの。

10．他人の商品またはサービスを表示するものであると需要者間で顕著に認識されているが故に、その他人の商品またはサービスと混同を起こさせる虞がある商標。

11．需要者をして商品の品質について誤認させ、または、欺瞞する虞がある商標。

12．大韓国内または外国の需要者間に特定人の商品を表示するものであると顕著に認識されている商標と同一または類似の商標であって、不当な利益を得ようとし、または、その特定人に損害を負わせようとする不正な目的のために使用するもの。

13．商標登録を受けようとする商品またはその包装の機能を確保するのに不可欠な立体的形状のみからなる商標。

14．世界貿易機関加盟国内の葡萄酒または蒸留酒の産地に関する地理的表示から成る、または、それを含む商標であって、葡萄酒、蒸留酒またはこれと類似の商品に使用するもの。

(2) 第1項第6号、9号および10号の規定に該当する商標であっても、商標登録出願時にこれに該当しないものに対しては、当該規定は適用しない。

(3) 第1項第7号および8号の規定は、商標登録出願時にこれに該当する商標（他人の登録商標が第71条第3項の規定に基づいて無効となった場合も、これに該当するものとみなす。）に対してこれを適用する。ただし、商標登録出願後に商標権者と商標登録出願人（以下「出願人」という。）が同一になった場合は、この限りでない。

(4) 第1項第8号の規定は、次に掲げる場合は、これを適用しない。

1．登録商標が、商標権が消滅した日から遡及して1年以上使用されていない場合。

2．登録商標が第1項第6号、9号、10号および12号、または、第8条若しくは第73条第1項第7号の規定に違反したことを事由に無効または取消しの審決が確定した後、その正当な出願人が商標登録出願した場合。

3．第43条第2項の規定に基づく6月の期間が経過しても、商標権存続期間の

更新登録出願がなされていない場合。

(5) 第73条第1項第2号、3号、5号から9号までの規定に該当することを理由に商標登録の取消審判が請求され、その請求日以後に次の各号の1に該当することになったときは、商標権者およびその商標を使用した者は、その該当することになった日から3年が経過しない限り、消滅した登録商標と同一または類似の商標についてその指定商品と同一または類似の商品に関して、商標登録を受けることができない。

1. 存続期間の満了によって商標権が消滅した場合。
2. 商標権者が商標権または指定商品の一部を放棄した場合。
3. 商標登録取消しの審決が確定した場合。」

3) 先願でない(第8条)。

「第8条

(1) 同一または類似の商品に使用する同一または類似の商標に関して、異なる日に2以上の商標登録出願があるときは、先に出願した者のみがその商標に関して商標登録を受けることができる。

(2) 同一または類似の商品に使用する同一または類似の商標に関して、同じ日に2以上の商標登録出願があるときは、全ての出願人の協議によって定められた1人の出願者のみがその商標に関して商標登録を受けることができる。協議が成立しない、または、協議をすることができないときは、特許庁長が行う抽選によって決定された1人の出願者のみが商標登録を受けることができる。

(3) 商標登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは無効となったとき、または、審査官による商標登録拒絶決定若しくは審決が確定した場合において、その商標登録出願は、第1項および第2項の規定を適用するときは、最初からなかったものとみなす。

(4) 特許庁長は、第2項の場合は、出願人に期間を定めて協議の結果を届け出ることを命じるものとする。定められた期間内に届出がないときは、第2項の規定に基づく協議は成立しなかったものとみなす。

(5) 第73条第1項第3号の規定に該当するというを理由に商標登録の取消審判が請求され、その請求日の後に次の各号の1に該当することになったときは、そ

の該当することになった日から3月の期間は、取消審判請求人のみが、消滅した登録商標と同一または類似の商標についてその指定商品と同一または類似の商品に関して商標登録を受けることができる。

1. 第43条第2項ただし書きの期間が経過したとき。
2. 商標権者が商標権または指定商品の一部を放棄したとき。
3. 商標登録の取消審決が確定したとき。」

4) 一商標一出願に反する(第10条)。

「第10条

- (1) 商標登録出願をしようとする者は、産業資源部令が定める商品分類に従い1または2区分以上の商品を指定して商標ごとに出願しなければならない。この場合、商品およびサービスを1の出願に同時に指定することができる。
- (2) 第1項の規定に基づく商品の区分は、商品の類似の範囲を定めるものではない。」

5) 特許庁職員あるいは特許審判院職員の出願である(第3条)。

「第3条

大韓国内で商標を使用する者または使用しようとする者は、自己の商標の登録を受けることができる。ただし、特許庁職員および特許審判院職員は、相続または遺贈の場合を除き、在職中商標の登録を受けることができない。」

6) 権利能力のない外国人の出願である(第5条)。

商標法第5条は、以下の特許法第25条等を準用し、権利能力のない外国人は権利を享有できない旨を規定している。

「特許法第25条

在外者のうち外国人は、次の各号の1に該当する場合を除き、特許権あるいは特許に関する権利を享有できない。

1. その者が属する国が大韓民国国民に対し、その国民と同一の条件で特許権あるいは特許に関する権利を認める場合。
2. 大韓民国がその外国人に対し特許権あるいは特許に関する権利の享有

を認める場合には、その者の属する国が大韓民国国民に対しその国民と同一の条件で特許権あるいは特許に関する権利の享有を認める場合。

3. 条約およびこれに準ずるもの(以下、条約という)により特許あるいは特許に関する権利の享有を認めている場合。」

7) 条約の規定に違反した出願である(第23条第1項第2号)。

8) 条約当事国に登録された商標またはこれと類似した商標であって、その商標に関する権利を持った者の代理人や代表者だった者が、正当な理由なくその商標の指定商品と同一またはこれと類似した商品を指定商品として商標登録出願をした場合(第23条第1項第3号)。

9) 商品商標・役務商標・団体商標・非営利標章の定義に合致しない場合(第23条第1項第4号)。

「商品商標」、「役務商標」、「団体商標」、「非営利標章」の各定義は第2条第1項第1号から第4号に、それぞれ規定されている。

本項における韓国商標法の和訳は、AIPPI・JAPANの翻訳による。

(2) 商標見本に関する職権補正

審査官は、商標見本について職権で補正することはない。

(3) 指定商品・役務に関する職権補正

審査官は、指定商品・役務について職権で補正することはない。

(4) 拒絶理由通知への対応

拒絶理由通知が届いたならば、意見書提出期間内(通常2月)に補正書、意見書を提出することができる。2月の延長が可能である。

要旨変更となる補正は却下される。以下の事項が補正可能である(商標法第16条)。

1. 指定商品範囲の減縮。
2. 誤記の訂正。
3. 不明確な記載の釈明。
4. 商標の付記的な部分の削除。

(5) 拒絶理由通知に対する効果的な対応のポイント、ノウハウ

審査官の拒絶理由を明確に理解しなければならず、ケースによっては審査官と面談することが望ましい。

引用商標による拒絶理由については、引用商標の不使用取消審判または譲受を検討することも一策である。

(6) 審査基準および審査マニュアル

「審査基準」は紙媒体およびインターネットにて一般に公表されている。この「審査基準」は韓国語でのみ記載されている。

(7) 審査要処理期間

現在の韓国の審査において、出願から最初の実体審査の結果が送付されるまでの期間は 8～12 月、また出願から最終審査結果までの期間は 12～14 月を要しているとのことである。いずれについても目標期間は設定していないとのことであった。

(8) 特徴的な審査手続

審査官と面談して拒絶理由の趣旨を明確に把握できるようにしたり、拒絶理由の克服案(補正の方向等)を相談したりすることができる。

韓国には、日本の早期審査制度に該当するシステムはない。

(9) 審査処理促進のために行われている施策

審査官に審査処理件数のノルマを課している。

審査業務の一部を外部に委託している。商標法第 22 条の 2 は「特許庁長官は、商標登録出願の審査を促進するために必要であると認める場合には、専門調査機関に対して商標検索を依頼することができる。」と規定し、専門調査機関に商標検索を依頼できるようにしている。

(10) その他、実体審査に関する特徴的な事項

特になし。

## 2 - 5 . 登録料金の体系

(1) 公告・登録時の料金

商標権を設定登録するためには「211,000 韓国ウォン\* × 区分数」の料金を支払わなければならない。1 区分あたりの指定商品が 10 個を超えると指定商品 1 個あたり 6,500 韓国ウォンが加算される。

この加算料金はマドリッド協定議定書が韓国に対して効力を生ずる日(2003年4月10日予定)から廃止される。マドリッド協定議定書が韓国に対して効力を生ずる前の出願であっても効力発生日後に登録される出願なら加算料金は課されない。

## (2) 更新時の料金

商標権を更新するためには「256,000 韓国ウォン×区分数」の料金を支払わなければならない。1区分あたりの指定商品が10個を超えると指定商品1個あたり6,500韓国ウォンが加算される。この加算料金はマドリッド協定議定書が韓国に対して効力を生ずる日から廃止される。

\* 1 韓国ウォン = 約 0.099 円、2003 年 3 月現在。

## 2 - 6 . 異議申立制度

### (1) 権利付与前異議か付与後異議か

付与前異議申立制度を採用しており、特許庁の審査局が取り扱っている。異議申立期間は公告日から30日である。異議申立ての理由および証拠については異議申立期間経過後30日以内に提出可能である。異議の決定には不服申立てを行うことができない。異議申立ては審査官3人による合議体で審理される。

## 2 - 7 . 審判制度

### (1) 拒絶査定に対する不服申立制度

拒絶査定に対する不服申立ては、特許庁の特許審判院に対して行う。特許審判院の審決に不服であれば、特許法院に出訴することができる。特許法院への出訴期間は審判院の審決送達日から30日以内である。

### (2) 不使用取消制度

不使用取消請求は、特許庁の特許審判院に対して行なう。取消しの対象となる不使用期間は3年である。ある登録商標の全指定商品・役務のみならず、指定商品・役務ごとに取消しの請求をすることができる。

特別の事情があれば不使用取消しを免れることができる。この「特別な事情」について格別な規定はないが、判例によると、天変地異、外敵の侵入等不可抗力の場合、法令の改廃による輸出入の禁止、法人の清算等による営業中止、商品の市場性の欠如、他人の認可・許可等が必要な場合等が該当するとされている。

特許審判院の審決に不服であれば、特許法院に出訴することができる。特許法院へ

の出訴期間は審判院の審決送達日から 30 日以内である。

商標登録権者が提出した使用証拠については、第三者の閲覧が可能である。詳しくは、当事者より提出された各種書面と書証については、当該審判事件が終了した場合に何人も閲覧することができ、終了前の場合には利害関係の立証により閲覧できる。

### (3) 商標登録無効審判制度

無効審判の請求は、特許庁の特許審判院に対して行なう。特許審判院の審決に不服があれば、特許法院に出訴することができる。特許法院への出訴期間は審判院の審決送達日から 30 日以内である。

### (4) その他、特徴的な審判制度

韓国には、権利範囲確認の審判がある(商標法第 75 条)。この審判はイ号商標が登録商標の権利範囲に属しているか否かを確認するためのものであるが、その審決は侵害訴訟等での法院の判断を拘束するものではない。

## 2 - 8 . 商標権の存続期間と更新

### (1) 商標権の存続期間

商標権の存続期間は設定登録の日から 10 年である(商標法第 42 条)。

### (2) 更新手続・期間等

韓国では 1998 年 3 月 1 日施行の改正法で更新登録時の実体審査制度が廃止され、更新出願人と商標権者が同一か否か、更新期間内の手続か否か、指定商品・役務を実質的に拡張したか否か、の方式審査のみを行っている(商標法第 45 条)。

更新手続は、商標権の存続期間満了前 1 年から満了日まで可能である。満了後も 6 月以内であれば更新手続をすることができる(商標法 43 条)。存続期間満了後の更新手続は、出願書を書面で提出する場合は 1 件あたり 99,000 韓国ウォン\*、電子文書で提出する場合は 1 件あたり 89,000 韓国ウォンの費用を要する。

\* 1 韓国ウォン = 約 0.099 円、2003 年 3 月現在。

## 2 - 9 . 手数料

主な公式手数料は下記の通りである。

- ・ 拒絶理由通知に対する意見書の提出 無料

・ 補正書の提出	無料
・ 拒絶査定に対する不服申立て	150,000 韓国ウォン*
・ 不使用取消しの審判請求	150,000 韓国ウォン
・ 無効審判請求	150,000 韓国ウォン
・ 異議申立て	110,000 韓国ウォン
・ 異議申立理由補充	無料
・ 委任状の提出(追って補充する場合に限り)	110,000 韓国ウォン

\* 1 韓国ウォン = 約 0.099 円、2003 年 3 月現在。

## 2 - 10 . 使用許諾制度

### (1) 通常使用権、専用使用権

現行商標法では、専用使用権と通常使用権が規定されている(商標法第 55 条、第 57 条)。専用使用権者は、設定行為で定めた範囲内で登録商標を使用する権利を独占する。通常使用権者は、設定行為で定めた範囲内で登録商標を使用する権利を有する。

### (2) 使用許諾の設定登録

韓国では、使用許諾について当局へ設定登録する制度を有する。

### (3) 商標権の存続期間を超えた使用許諾

存続期間を超えた使用許諾は認められていない。

### (4) 使用許諾に関する設定登録の法的効果

現行法における設定登録の効果は次の通りである。

1) 専用使用権は設定登録しなければその効力が発生しない(商標法第 56 条)。

2) 通常使用権は設定登録しなければ第三者に対抗できない(商標法第 58 条)。

### (5) 使用許諾の設定登録手続

設定登録には、契約証書や許諾証書等の原因書の提出が必要である。使用権の範囲(商品、役務、期間、地域等)が記載されたもの、許可・認可・同意または承諾を要する時にはその証明書・同意書等が必要とされる。

### (6) 再使用許諾

再使用許諾を設定登録する制度を有している。設定登録の要件は上記「(5)使用許諾の設定登録手続」と同じである。

## 2 - 11 . マドリッド協定議定書への加入予定

マドリッド協定議定書については、2003年1月10日に加入書が寄託され、2003年4月10日から発効の予定である。

## 2 - 12 . オンライン商標出願

オンライン出願は既に実施されている。

## 2 - 13 . 商標情報データベース

商標出願と商標登録のデータベースが、インターネットにおいて韓国語で、既に一般に公開されている。

## 2 - 14 . 今後注力する施策

商標法条約への加入を、検討推進する。これは、2002年9月時点のコメントであったが、その後、韓国は2003年2月25日に商標法条約に加盟した(31番目の国)。

## 2 - 15 . 日本特許庁に対する要望事項

特になし。

## 2 - 16 . 韓国の商標実務に対する日本企業の要望事項・内容

(今回の調査に基づくコメントを、「 」以下で付記した。)

- 1) 指定商品・役務の数が所定数を超えると加算料金が必要であり、費用負担が大きい。  
マドリッド協定議定書の韓国に対する効力発生日(2003年4月10日予定)から加算料金は廃止されるので、指摘のような問題点は解消する。
- 2) 同意書(コンセント)制度が導入されていないので、同じグループ内の会社のハウスマークによって商標登録が拒絶されてしまっている。
- 3) 類否判断の基準が審査官によって相違している。
- 4) ハングル語による出願人標記が代理人により異なる。
- 5) 登録要件の判断基準日が「出願日」となっているため、引例商標の権利が消滅したとしても拒絶理由が撤回されず、再出願を余儀なくされる。登録要件要件の判断基準日を「査定日」にしてもらいたい。

6) 異議申立期間が30日と短い。長くしてほしい。

(以上)